○厚生労働省告示第二百八十一号

質、 薬品を次のように定め、 法律第三十七号)の一 に関する法律 医薬品、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導! 医療機器等 (昭和三十五年法律第百四十五号)第四条第六項の規定に基づき、 部の規定の施行に伴い、 Ò 医薬品、 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 医療機器等の品質、 及び医薬品、 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一 医療機器等の 品質、 有効性及び安全性の 医薬品、 医療機器等の (令和七年 部を改 確保等 品 医

令和七年十月二十日

正する法律附則第一

条第二号に掲げる規定の施行の日から適用する。

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第六項の 規定に基づき厚

生労働大臣が指定する要指導医薬品

働大臣が指定する要指導医薬品は、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第六項の規定に基づき厚生労 レボノルゲストレル (内用剤に限る。)、 その水和物及びそれらの塩類